

平成二十三年政令第九十九号

原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する
政令

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和
三十六年法律第四百七号）第十八条第一項の規
定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震により福
島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十二番地所
在の東京電力株式会社福島第一原子力発電所及
び同郡楢葉町大字波倉字小浜作十二番地所在の
東京電力株式会社福島第二原子力発電所におい
て発生した核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六
十六号）第四十三条の三の五第二項第五号に規
定する発電用原子炉施設の事故に関して、原子
力損害の賠償に関する法律第十八条第一項に規
定する事務を行わせるため、文部科学省に、当
分の間、原子力損害賠償紛争審査会を置く。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年六月二十六日政令第一

九一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、設置法附則第一条第四号に掲げ
る規定の施行の日（平成二十五年七月八日）か
ら施行する。